



厚生労働省

東京労働局発表

平成22年3月1日

担 当	東京労働局需給調整事業部 需給調整事業第二課長 小山 雅之 主任需給調整指導官 吉田 貴則
	電話 03-3452-1474 FAX 03-3452-5361

一般労働者派遣事業主に対する労働者派遣事業改善命令について

東京労働局（局長：東 明洋）は、下記のとおり、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（以下「労働者派遣法」という。）に基づき、一般労働者派遣事業を営む派遣元事業主に対して、本日、同法第49条第1項に基づく労働者派遣事業改善命令を行った。

記

第1 被処分一般労働者派遣事業主

名 称	ヒューマンリソシア株式会社
代表者の職氏名	代表取締役 桑原 加鶴子
所 在 地	東京都新宿区西新宿7丁目5番25号
許可に関する事項	許可年月日 平成元年6月1日 許可番号 般13-080176

第2 処分内容

労働者派遣法第49条第1項に基づき労働者派遣事業改善命令
(改善命令の内容は下記第4のとおり)

第3 処分理由

ヒューマンリソシア株式会社は、繰り返し是正指導を受けて、複数の事業所において同様の法違反が認められたことから、東京労働局長から全社における全ての労働者派遣の総点検の実施を指導され、これに対し是正した旨の報告を行ったのに、その後も、

労働者派遣法第26条第1項

同法第26条第6項

同法第34条第1項

同法第35条の2第1項

同法第37条第1項

に係る違反を3の派遣先において行っていたことから、その是正指導を受け、これらの事案については是正の取組みを行っているものの、さらに以下の法違反を行っていたものである。

〔期間制限違反等〕

平成16年9月28日から平成21年10月29日までの間、大阪本社から大阪府所在の派遣先に対し、自由化業務(*1)である金融に係る窓口業務等を、5号業務(事務用機器操作)(*2)又は8号業務(ファイリング)(*3)と称して、労働者派遣契約を繰り返し延べ21回にわたり締結し、派遣労働者延べ1,203人日を派遣して、派遣可能期間を超える最初の日(以下「抵触日」という。)以降も労働者派遣を行った。

(*1)労働者派遣法第40条の2第1項各号に該当しない業務。派遣可能期間に制限(原則1年、最大3年)がある。

(*2)労働者派遣法施行令第4条第5号に掲げる事務用機器操作の業務。派遣可能期間の制限がない業務の1つ。

(*3)労働者派遣法施行令第4条第8号に掲げるファイリングの業務。派遣可能期間の制限がない業務の1つ。

以上により、下記の各条項の労働者派遣法違反を行っていたものである。

- ① 労働者派遣法第26条第1項に違反して、労働者派遣契約に係る書面に、従事する業務、就業する日等の内容(以下「業務等の内容」という。)を適正に記載しなかった。
- ② 同法第26条第6項に違反して、派遣可能期間に制限がある業務について、派遣先から抵触日の通知がないのに労働者派遣契約を締結した。
- ③ 同法第34条第1項に違反して、派遣労働者に対して業務等の内容及び抵触日を適正に明示しなかった。
- ④ 同法第35条の2第1項に違反して、派遣可能期間に制限がある業務について、その抵触日以降も労働者派遣を行った。
- ⑤ 同法第35条の2第2項に違反して、派遣先及び派遣労働者に対し、抵触日以降、労働者派遣を行わない旨を適正に通知しなかった。
- ⑥ 同法第36条に違反して、定められた業務を行わせるために選任したはずの派遣元責任者に、派遣元事業主の責任において当該業務を適正に行わせなかった。
- ⑦ 同法第37条第1項に違反して、派遣元管理台帳に記載すべき業務等の内容を適正に記載しなかった。

第4 労働者派遣事業改善命令の内容

- (1) ヒューマンリソシア株式会社の全ての事業所において、平成22年2月1日から同年3月1日までに行った全ての労働者派遣、及び同年3月1日において契約済みの全ての

労働者派遣について、労働者派遣法に則して行われているか総点検を行い、これらに係る違反があった場合には、労働者の雇用の安定を図るための措置を講ずることを前提に、速やかに是正すること。

なお、総点検に当たっては、特に下記違反事項について重点的に点検すること。

- ① 労働者派遣法第26条
 - ② 同法第34条
 - ③ 同法第35条の2
 - ④ 同法第36条
 - ⑤ 同法第37条
- (2) 上記(理由)の各事項に係る労働者派遣法違反について、その発生の経過を明らかにした上で、原因を究明し、再発防止のための措置を講ずること。
- (3) 労働者派遣法等労働に関する法律に違反することのないよう、派遣元事業主の責任において、全社にわたり確実な方法により法令等労働者派遣事業制度の理解の徹底を図るとともに、事業運営の実態を的確に把握できるようにすることにより遵法体制の整備を図ること。

ヒューマンリソシア株式会社の事案の概要図

《派遣元事業主》

ヒューマンリソシア株式会社

般13-080176

平成元年6月1日 許可

大阪本社

《処分理由》

労働者派遣契約上は5号業務(※1)又は8号業務(※2)と称して、実態は金融に係る窓口業務等の自由化業務(※3)について派遣可能期間を超えて派遣

[法第26条第1項、法第35条の2第1項ほかに違反]

《派遣先》

派遣先

《処分理由の全法条項》

- 法第26条① 派遣契約の業務内容、就業日等の定めが不適正
- 法第26条⑥ 派遣先から派遣可能期間の抵触日の通知なく自由化業務の派遣契約を締結
- 法第34条① 就業条件通知書の業務内容、就業日、派遣可能期間抵触日等の記載が不適正
- 法第35条の2① 派遣可能期間を超えて派遣
- 法第35条の2② 派遣可能期間の抵触日以降派遣を行わない旨の通知をしなかったこと
- 法第36条 選任した派遣元責任者に、派遣元事業主の責任において適正に業務処理を行わせなかったこと
- 法第37条① 派遣元管理台帳の業務内容、就業日等の記載が不適正

- (※1) 専門26業務の1つである「事務用機器操作の業務」。専門26業務とは、政令第4条において、専門的な知識、技術又は経験を必要とする業務として規定された業務で、派遣可能期間の制限がない。
- (※2) 専門26業務の1つである「ファイリングの業務」。
- (※3) 自由化業務とは、専門26業務以外の業務。派遣可能期間に制限(原則1年、最大3年)がある。